

# 特別支援教育就学奨励費制度について

鳥取市教育委員会より特別支援学級に在籍する児童を対象に、保護者の経済的負担を軽減して特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、学用品費や給食費、修学旅行費の一部を援助されます。

## ・対象となる方は？

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に支給されます。

※生活保護・就学援助制度の支給該当の方、ならびに辞退者（希望しない方）には支給されません。

また、世帯の収入額により一部支給されない場合もあります。

## ・申請方法は？

入学後、6月中旬頃に学校から該当者へ申請書類をお届けします。

お届けした申請書に「所得・課税証明書」を添付して学校へ提出してください。

## ・支給内容は？

費目	小学校または 義務教育学校前期課程	中学校または 義務教育学校後期課程
学校給食費	1食 90円×食数	1食 110円×食数
通学費	公共交通機関を利用し、もっとも経済的な 経路及び方法により通学する場合の交通費の額	
修学旅行費・校外活動費	実費の 1/2（限度額あり）	
新入学児童生徒学用品費	（1年生） 実費の 1/2 （限度額 20,300円）	（中1・義務教育学校7年生） 実費の 1/2 （限度額 23,700円）
学用品等購入費	実費の 1/2 （限度額 5,710円）	実費の 1/2 （限度額 11,160円）

※ただし、所得に応じて支給対象となる経費は異なります。

★新入学児童生徒学用品費、学用品等購入費は購入時のレシート・領収書を添付していただく必要があります。学校より申請の案内があるまで大切に保管しておいてください。

★支給対象となるのは、平成31年度中に購入した物に限ります。（新入学児童生徒学用品費を除く。）

★通学費は、購入した定期券・未使用の回数券のコピーを添付して頂く必要がありますので、こちらも大切に保管してください。